

8

自治体の役割

都道府県や政令指定都市・中核市等の地方公共団体は、動物愛護管理推進計画の策定、犬や猫の引取りと負傷動物の収容、動物愛護管理センターの設置や動物愛護管理担当職員の配置、動物愛護推進員の委嘱、動物の愛護及び管理に関する広報や普及活動など、自治体の種類に応じた取組を担っています。

1 動物愛護管理推進計画

都道府県は、国が定める動物愛護管理基本指針に即し、地域の実情に応じて「動物愛護管理推進計画」を定めます。この推進計画は10年計画として策定されています。

[構成]

- 1) 施策の基本的な方針
- 2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 3) 災害時における施策に関する事項
- 4) 必要な体制の整備に関する事項
- 5) 普及啓発に関する事項
- 6) その他必要な事項

2 犬および猫の引取りと負傷動物の収容

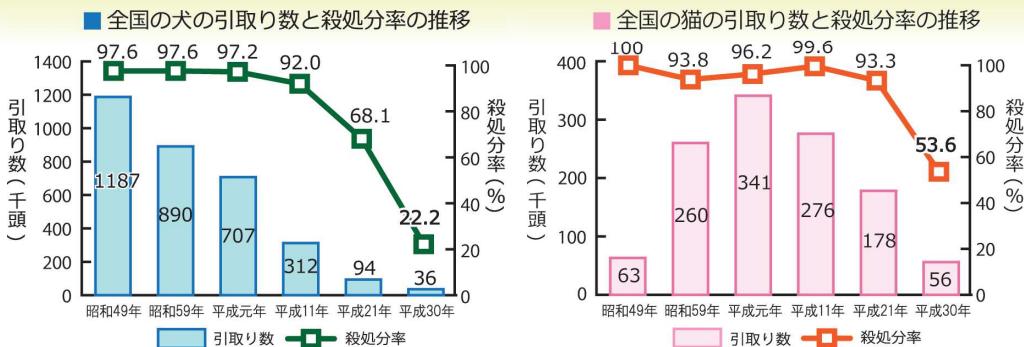
都道府県等（都道府県及び政令指定都市、中核市）は、犬や猫の引取りを求められた場合、引取りを行います。しかし、終生飼養の原則に鑑み、所有者等から引取りを繰り返し求められたり、動物取扱業者から引取りを求められた場合には、引取りを拒否することができます。

自治体による引取り・殺処分数は、適正飼養管理に関する意識の向上や、返還・譲渡の推進などにより着実に減少していますが、飼養を放棄したり適切な繁殖制限を行わない無責任な飼い主がいる限り、やむを得ない引取りや殺処分はなくなりません。

また、道路・公園・広場など公共の場所で病気やけがを負った犬や猫など（負傷動物*）やその死体を発見した人は、所有者が判明しない場合、都道府県等に通報するよう努め、都道府県等は負傷動物やその死体の収容を行います。

*犬と猫以外の対象となる負傷動物の種類は都道府県等により異なります。





3 動物愛護管理センターと動物愛護管理担当職員

都道府県等は、動物愛護管理の事務を所掌する部局や設置する施設が「動物愛護管理センター」としての機能を果たすようにするほか、動物愛護管理に関する事務を行う動物愛護管理担当職員を配置します。また、その他の市町村においても、動物愛護管理担当職員を配置するよう努めることとされています。

動物愛護管理センターの業務*

- 1) 動物取扱業の登録・届出、監督に関すること
- 2) 動物の飼養者・保管者に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収、立入検査に関すること
- 3) 特定動物の飼養・保管の許可、監督に関すること
- 4) 犬及び猫の引取り、譲渡等に関すること。
- 5) 動物愛護管理に関する広報、その他の啓発活動
- 6) その他動物愛護及び適正飼養のために必要な業務

*都道府県及び政令指定都市は全ての業務を、中核市は4)～6)の業務を実施

4 動物愛護推進員と協議会

都道府県知事等は、動物の愛護と適正な飼養を推進するため、地域における動物の愛護の推進に熱意と識見のある者から、動物愛護推進員を委嘱することとされ、また、その活動を支援するため協議会を組織することができます。

また、動物愛護推進員は、飼い主などに対する動物の適正な飼養の助言、繁殖防止の助言、譲渡のあっせん、国や都道府県等の施策への協力、災害時の動物の避難・保護等に必要な協力その他の活動を行います。

